

令和7年（2025年）分の申告時期になりました。期限までに申告してください。

# 所得税、市民税・県民税の申告はお早めに！

※所得税の確定申告をした人は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。

## 所得税・復興特別所得税、贈与税

▼3月16日（月）まで

## 個人事業者の消費税、地方消費税

▼3月31日（火）まで

確定申告電話相談センター（富士税務署） 0545（61）2460  
(番号「0」を選択)

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）  
e-Tax作成コーナーヘルプデスク  
0570（01）5901

### ！ご注意ください

1月5日（月）～2月9日（月）の申告相談には、LINEまたは電話での事前予約が必要です。

### 書かない確定申告！ マイナンバーカードでe-Tax

令和7年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを使用した申告書の作成指導や、両方を持参して下さい。

操作方法やマイナポータルとの連携については、国税庁ウェブサイトまたは左のQRコードからご覧ください。



▲マイナポータル連携



▲動画で見る  
確定申告

問合せ／  
個人事業者の消費税、地方消費税

▼3月31日（火）まで

税務相談  
チャットボットも  
ご利用ください



### 所得税の確定申告が必要な人

次に当てはまる人は、所得税の確定申告が必要です。

- 事業、不動産、譲渡などの所得があり、所得税の納付が必要になる人
- 給与を1か所から受けっていて、給与以外の所得の合計が20万円を超える人
- 所得税の納付が必要になる人など

※所得税の確定申告が必要な場合

要でも、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

### 1確定申告会場のご案内

とき／2月3日（火）～5日（木）  
9～17時（祝休日を除く）

とき／2月10日（火）～13日（金）  
9～17時（祝休日を除く）

ところ／富士市交流プラザ2階  
多目的ホール

### 2税理士による無料税務相談

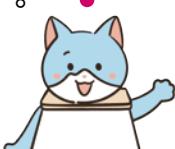
とき／2月3日（火）～5日（木）  
9時30分～16時（12～13時は休み）

ところ／富士市交流プラザ2階  
201号室

対象／年金・給与所得者及び事業・不動

産所得者（前年の所得金額が300万円以下かつ、前々年の課税売上高が3000万円以下の人）

持ち物  
(確定申告は①～⑪、市民税・県民税の申告は①～⑥を必要に応じてお持ちください)



★申告者本人及び扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。本人に関する①②の書類は原本）をお持ちください。

①番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写しのいずれか）

②確定申告では、マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。

・利用者証明用電子証明書（英数字6～16文字）  
・署名用電子証明書（英数字6～16文字）

③身元確認書類  
1点で確認できるもの／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、顔写真

つき身分証明書など  
書、年金手帳、住民票の写し、源泉徴収票など

※市民税・県民税で代理人申告の場合、次のA～Cが必要です。  
A申告者本人の番号確認書類、C本人が代理人の身元確認書類、B作成した委任状や戸籍全部事項証明書などの代理権の確認書類

④令和7年1～12月中の所得を証明できるもの（給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、その他帳簿類）

